

人的控除の差（適用年度：令和3年度～）

控除の種類	所得税	村県民税	人的控除の差
基礎控除	48万円	43万円	5万円※
配偶者控除	下記参照		
扶養控除 16歳未満扶養親族	0万円	0万円	0万円
扶養控除 一般	38万円	33万円	5万円
扶養控除 特定	63万円	45万円	18万円
扶養控除 老人	48万円	38万円	10万円
扶養控除 同居老親	58万円	45万円	13万円
障害者控除 普通	27万円	26万円	1万円
障害者控除 特別	40万円	30万円	10万円
障害者控除 同居特別	75万円	53万円	22万円
寡婦控除	27万円	26万円	1万円
ひとり親控除（母）	35万円	30万円	5万円
ひとり親控除（父）	35万円	30万円	1万円※
勤労学生控除	27万円	26万円	1万円
配偶者特別控除	下記参照		

※ 基礎控除およびひとり親控除（父）の場合は、法令により控除額にかかわらず基礎控除額は一律5万円、ひとり親控除（父）は一律1万円となります。

配偶者控除

納税義務者の合計所得金額	控除対象配偶者		
	所得税	住民税	人的控除の差
900万円以下	38万円	33万円	5万円
900万円超950万円以下	26万円	22万円	4万円
950万円超1,000万円以下	13万円	11万円	2万円

配偶者控除（老人控除対象配偶者）

納税義務者の合計所得金額	控除対象配偶者		
	所得税	住民税	人的控除の差
900万円以下	48万円	38万円	10万円
900万円超950万円以下	32万円	26万円	6万円
950万円超1,000万円以下	16万円	13万円	3万円

配偶者特別控除

納税義務者の合計所得金額	所得税と村県民税の人的控除の差		
	配偶者の合計所得金額	配偶者の合計所得金額	配偶者の合計所得金額
	48万円超50万円未満	50万円以上55万円未満	55万円以上133万円未満
900万円以下	5万円	3万円	なし※
900万円超950万円以下	4万円	2万円	
950万円超1,000万円以下	2万円	1万円	

※ 税政改正後に新たに控除の適用を受けるため、控除差額を起因とする新たな負担増が生じることがないことから、調整控除の対象にはなりません。